

市議会3月定例会には、新年度当初予算案とともに、印鑑条例や手数料徴収条例、老人居室整備資金貸付条例など条例改正、新設条例案が出されましたが、いずれも原案どおり可決されました。

## 印鑑登録を改正

印鑑証明事務が正確にできるよう印鑑条例を6月1日から全面的に改正いたします。

新しい方法は印鑑登録証制度で、登録された方には「印鑑登録証」を交付します。この登録証がないと印鑑証明を受けることができません。すでに登録してある方も来年5月31

日までに登録をしておいて、登録証の交付を受けていただきます。

なお、このように登録手続きを慎重にしたのは、印鑑証明による事故を防ぐためです。手続きの方法などについては、暮らしのたよりと広報ふじでお知らせいたします。



### 丸火自然公園の キャンプ場を ご利用ください

丸火自然公園のキャンプ場を使用する方は、経済部林政課へ申込んでください。なお、4月1日からテントの貸出しも行いますのでご利用ください。テントは5人用で1日の料金は次のとおりです。

- ・市内使用者 200円
- ・市外使用者 300円

保険税を算定する中で、所得割額は市民税の所得割額に100分の108をかけていましたが、100分の203になります。

被保険者の均等割はひとり1800円が2520円、世帯別平等割額は一世帯3960円が5400円になります。

### 老人居室整備資金の 貸付額を引上げ

2人の場合100万円まで

おとしよりがいて部屋数が少ないので増築したい人や、これから住むのに老人部屋をつくりたいという人

に、市は、老人居室整備資金を融資していますが、貸付額の引上げを行いました。

これまで、老人ひとりの場合50万円、2人の場合85万円まででしたが、65万円と100万円になりました。なお、今年度の貸付わくは1000万円で5月中旬に建設部管理課（庁舎4階）で受付を行います。

## 国民健康保険税を引上げ 保険税の限度額が 8 万円～12万円

昨年2回にわたる医療費の引上げにより、療養給付費など保険給付の大幅な増加が見込まれています。このため、4月1日から被保険者一世帯

当り、前年課税額に対し29%の保険税引上げを行います。

これまで保険税の限度額は8万円でしたが、12万円になります。また

## あなたもひとこと 市長に手紙を出しましょう



- 市では、いつでも「市長への手紙」をお受けしています。どんなご意見でもお寄せください。
- 用紙は、市役所、各公民館など市の公共施設にあります。
- 手紙は、切手をはらずに利用できます。
- 回答を必ず出しますので、手紙には住所、氏名、連絡先を必ず書いて下さい